

毎週火、金曜日発行（但休日に当ると翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一、三九〇一一三九及び岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四一四四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

## 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課、鳥取市役所及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 告 示

鳥取県告示第百六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法

鳥取県告示第百七号

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九

### ◇ 告示

保安林の解除予定

魚市場の登録

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

米飯提供業者の登録

基準看護等の変更承認

牛の結核病検査等の実施

◇ 教委規則 県立学校授業料減免規則の一部を改正する規則

◇ 企業管理規程 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程

◇ 企業訓令 鳥取県企業局職員の任免発令規程

00675

(第3種郵便物)

00674

(第3種郵便物)

上田病院	鳥取市西町一丁	第(看)十二号	精神三病床	第一〇〇床	第二(食)五号	精神三病床	第二(寝)八号	精神三病床	第一〇〇床	甲表	昭三九、二、一
施	設	基準看護	基準給食	基準寢具	表点数採用	承認年月日					
名稱	所 在 地	番承認	對象	番承認	對象	番承認	對象	番承認	對象	番承認	對象

鳥取県告示第百九号  
健康保険法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。  
昭和三十九年三月十三日

昭和三十九年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
登録番号 登録年月日 氏 名 称又は屋号 住 所 営業所の所在地  
日振第五二号 昭三八、一二、一三 柄木 宏 県職員組合西部 支部日野分会 日野郡日野町根雨一四〇 住所に同じ

鳥取県告示第百十号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づき、昭和三十四年十二月一日承認した基準看護、昭和三十四年十月一日承認した基準給食及び昭和三十八年九月一日承認した基準寝具設備を次のとおり変更承認した。

昭和三十九年三月十三日

(認)

鳥取県知事 石 破 二 朗  
一 開設者の住所及び氏名  
鳥取市尚徳町一一六番地  
二 名称 鳥取市設魚市場  
三 所在地 鳥取市四丁目尻三番地  
四 登録期間

魚町尻二一番地  
二二番地  
二三番地  
二四番地  
二四ノ一一番地  
二五番地  
五番地

記 号 番 号 氏 名 登 錄 年 月 日  
鳥国医一、〇二六 井本 章夫 昭和三十九年  
一月二十四日  
一、〇二七 安東 吾郎 二月 一日  
鳥国葉一四九 乾 敏彦 一月三十日  
一五〇 谷岡 京子 二月 八日  
鳥国医一、〇二八 植木 寿一 二月 八日

昭和三十九年三月十三日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

号) 第四条第一項の規定による魚市場の登録を次のとおりしたので、同条例第十四条の規定により告示する。  
昭和三十九年三月十三日

鳥取県告示第百八号

昭和三十九年一月十八日から  
昭和四十四年一月十七日まで

鳥取県告示第百八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年三月十三日

鳥取県告示第百十一号  
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき、昭和三十六年六月一日承認した基準看護、昭和三十六年六月一日承認した基準給食及び昭和三十八年五月一日承認した基準寝具設備を次のとおり変更承認した。

昭和三十九年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名	施	設	基	準	看	護	基	準	給	食	基	準	寢	具	採	用	承	認	年	月	日
称		在	番	承	認	對	象	番	承	對	象	番	承	認	對	象	表	点	數		
医療法人共済会 清水整形外科会	倉吉市宮川町一 二九	第十六号 (看)	一般二病棟 (食)	一般二病棟 (寢)	乙表	昭三九、	一、	一													
病院		第十六号 (看)	一般二病棟 (食)	一般二病棟 (寢)																	

### 鳥取県告示第百十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ひな白痢検査豚丹毒予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛、豚及び鶏の所有者に

対して検査又は注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、豚丹毒及びひな白痢予防のため

別表のとおり

### 二 実施の区域 別表のとおり

### 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

#### 結核病検査及びブルセラ病検査

牛搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの分娩前一ヶ月以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの分娩前一ヶ月以内のものを除く。

豚丹毒予防注射

種鷄及びこれと同一構内で飼育されている鶏

ケ月以内のものを除く。

### 四 実施の期日 別表のとおり

検査及び注射の方法

結核病検査 ツベルクリン皮内注射反応

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管

実	施	期	日	実	施	域	実	施	場	所
一	次	二	次	区	域	実	施	場	所	
三月十六日	三月十九日	岩美町	小田、本庄	検査場						
三月十八日	三月二十一日	鳥取市	美保、倉田、津井、稻葉							
三月二十一日	三月二十四日		大和、美穂							
三月二十三日	三月二十六日		豊美、湖山							
三月二十四日	三月二十七日		米里							
三月二十五日	三月二十八日	鳥取市	鳥取、千代水							
三月二十六日	三月二十九日	片柴	横手							

企業管理規程		
第五条を次のように改める。		
第五条 授業料を減免する期間は、決定の日の属する月	実施期日	実施区域
からその学年度末までとする。	実施場所	実施場所
この規則は、公布の日から施行する。	各豚舍巡回	各豚舍巡回
附 則		
鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程をここに公布する。		
昭和三十九年三月十三日		
鳥取県知事 石 破 二 朗		
鳥取県企業管理規程第一号		
鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等		
に関する規程		
鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等		
改正する。(目的)		

第五条を次のように改める。

第五条 授業料を減免する期間は、決定の日の属する月からその学年度末までとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第一条 この企業管理規程は、鳥取県企業局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の種類及び職の設置について定めることを目的とする。  
(職員の種類)  
第二条 職員の種類は、事務吏員、技術吏員、事務員、技術員及び技能労務員とする。  
(職員の職)  
第三条 職員の職は、別表のとおりとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この企業管理規程施行の際現に改正前の鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置に関する規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第二号）の全部を改正する。

(目的)

ひな白痢検査	実施期日	実施区域	実施場所
三月 十八日 気高郡鹿野町 各種鶏場巡回	三月 十八日	気高郡鹿野町	各種鶏場巡回
十九日 東伯町 美好、倉坂	十九日	東伯町	美好、倉坂
二十一日 気高町	二十一日	氣高町	
二十三日 二十三日	二十三日	赤崎町 大父、高岡、金屋	大立、下福田、下米積
東伯町 三本杉、別宮、上法万	東伯町	倉吉市	倉吉市
岩本谷、岩船	岩本谷、岩船	倉吉市	倉吉市
倉吉市 大立、下福田、下米積	倉吉市	倉吉市	倉吉市
赤崎町 大父、高岡、金屋	赤崎町	倉吉市	倉吉市
大立、下福田、下米積	大立、下福田、下米積	倉吉市	倉吉市
鹿野町	鹿野町	倉吉市	倉吉市
各豚舍巡回	各豚舍巡回	各豚舍巡回	各豚舍巡回
鳥取市湖山 太田種鶏場	鳥取市湖山 太田種鶏場	鳥取市湖山 太田種鶏場	鳥取市湖山 太田種鶏場

昭和三十九年三月十三日

鳥取県教育委員会規則第四号

県立学校授業料減免規則（昭和二十六年七月鳥取県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

規則  
県立学校授業料減免規則の一部を改正する  
鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉

県立学校授業料減免規則（昭和二十六年七月鳥取県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

9 昭和39年3月13日 金曜日 鳥取県公報 第3512号  
 (第3種郵便物) (認可)

## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引継ぎ購読を希望される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部月極め250円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により納めることもできます。

昭和39年3月13日 金曜日 鳥取県公報 第3512号  
 (第3種郵便物) (認可)

別表

一 事務吏員又は技術吏員をもつて充てる職

局長、次長、課長、所長、課長補佐、係長、主任

二 事務吏員をもつて充てる職

主事

三 技術吏員をもつて充てる職

土木技師、電気技師

四 事務員をもつて充てる職

主事補

五 技術員をもつて充てる職

技師補

六 技能労務員をもつて充てる職

自動車整備士、運転手、線路手、えん堤手、水路手

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県企業局職員の任免発令規程を次のように定める。

昭和三十九年三月十三日

## 企 業 訓 令

鳥取県企業局職員の任免に係る発令の方法、発令の形式その他の発令に関する事項については、職員の任免発令規程（昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号）の例による。  
 この訓令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県知事 石破二朗

00682

昭和39年3月13日 金曜日 鳥取県公報 第3512号 10

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日  
 まで鳥取県公報を 部購読したいので購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日 住 所

氏 名

(団体の場合は団体名及び代表者名)

## 鳥取県知事 石破二朗殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認定証  
発行日 火、金

印行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
一部鳥取県鳥取市栗谷町  
定価 月極 二五〇円(配送料共)  
一所

